

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

#### **奈良県人事委員会規則第三十八号**

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（平成二十六年三月奈良県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「同条第二項」を「同条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

#### **附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。